

# 米国とアジア、オーストラリア、ニュージーランドまたは太平洋諸島間の航空券を購入した場合、

## 和解金を受け取ることができます。

航空券の価格に関する集団訴訟では、全日本空輸（「ANA」）との間で5,800万ドルの和解に達しています。それ以前にも、12社の被告との和解が既に成立しています。

### 訴訟の経緯は？

訴訟では、ANAが太平洋を横断する航空券の価格を固定することに同意したと主張しています。結果として、航空券の購入者は、価格が固定されていないときに支払う金額以上を支払った可能性があります。ANAは、特定の割引航空券の価格を固定したことを認めているにもかかわらず、責任を否認しています。

### 対象となる消費者は？

この和解には3つの集団が含まれます。一般的に、以下の場合、お客様はその対象に含まれます。(1) **日本集団** - 2005年2月1日から2007年12月31日までに、ANAまたは日本航空（「JAL」）から航空券を購入し、燃料サーチャージを支払った場合、および/または(2) **里帰り集団** - 2000年1月1日から2006年4月1日までに、ANAまたはJALから里帰り（つまり「帰郷」）料金にて航空券を購入し、この航空券に米国発、日本着の区間が少なくとも1区間含まれている場合、および/または(3) **和解集団III** - ANAもしくはJALを含む13社の航空会社のうちの1社から航空券を購入し、この航空券に米国発、アジアまたはオセアニア着の区間が少なくとも1区間含まれていて、2000年1月1日から2016年12月1日までに購入した場合。

以下のウェブサイトでは集団の定義をよくご覧ください。旅行会社は、個人的な使用目的で航空券を購入した場合のみ、集団に含まれます。

### この和解では何が提供されますか？

ANAは5,800万ドル（「和解金」）を支払うことに合意しました。和解金は、法廷によって承認された割当て計画に従って分配されます。現時点では、集団訴訟の権

利のある各構成員がどの程度受け取れるかは不明です。

しかしながら、既に請求された申し立てに基づく、和解集団IIIに類似した集団をもつ以前の和解金の平均支払い額は、請求された適格な航空券1枚あたり5ドルの範囲内になるだろうと推定されます。里帰り集団と日本集団については、過去に申し立ての履歴がないため、これらの集団については航空券1枚あたりの推定ができません。以前の和解から出た申し立ては、いまだ聴取されていません。結果として、適格と確定した請求された航空券の数は、減少する可能性があり、対応する適格な請求の間で割り当てられる補償金額は増加する可能性があります。

### 割り当て金の受け取り方法

請求フォームをオンライン ([www.AirlineSettlement.com](http://www.AirlineSettlement.com)) または郵送にて提出してください。請求フォームの最短提出締切は、**2020年2月15日**です。

### 私の権利は？

何もしなければ、あなたは法廷の判決に拘束され、お金を得られません。上記の通り、和解からお金を得たい場合は、申し立てが必要です。和解金を得ず、ANAを告訴する権利を維持したい場合、あなたは**2019年9月13日**までに集団から自身を除外しなければなりません。集団にとどまる場合は、あなたは**2019年9月13日**までに和解に対して異議を唱えることができます。詳細通知は、いかにご自身を除外するか、または異議を唱えるかを説明したものです。これは[www.AirlineSettlement.com](http://www.AirlineSettlement.com)で入手することができます。

法廷は、和解、および和解金の最大3分の1までの弁護士費用の要求、ならびに諸経費の払戻しを承認すべきかどうかを検討するために、**2019年10月18日**に聴聞会を開催します。あなた、またはあなたの弁護士は、自費にて聴聞会に出席することができますが、あなたが出席する必要はありません。

詳しい情報および詳細通知は、以下のとおりです。

**1-800-439-1781 [AirlineSettlement.com](http://AirlineSettlement.com)**